（前のページより続き）

○独立行政法人情報処理推進機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準（同二六一）

○独立行政法人中小企業基盤整備機構が民間等出資に係る不要財産（産業基盤整備業務に係るものを除く。）を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準（同二六二）

○独立行政法人土木研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（国土交通一三九八）

○独立行政法人建築研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（同一三九九）

○独立行政法人交通安全環境研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（同一四〇〇）

○独立行政法人海上技術安全研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（同一四〇一）

○独立行政法人港湾空港技術研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（同一四〇二）

○独立行政法人電子航法研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（同一四〇三）

○独立行政法人航海訓練所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（同一四〇四）

○独立行政法人海技教育機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（同一四〇五）

○独立行政法人航空大学校が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（同一四〇六）

○自動車検査独立行政法人が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（同一四〇七）

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（同一四〇八）

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を定める件（同一四〇九）

○独立行政法人国際観光振興機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（同一四一〇）

○独立行政法人水資源機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（同一四一一）

○独立行政法人自動車事故対策機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（同一四一二）

○独立行政法人自動車事故対策機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を定める件（同一四一三）

○独立行政法人空港周辺整備機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（同一四一四）

○独立行政法人空港周辺整備機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を定める件（同一四一五）

○独立行政法人海上災害防止センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（同一四一六）

○独立行政法人海上災害防止センターが民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を定める件（同一四一七）

○独立行政法人都市再生機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（同一四一八）

○独立行政法人都市再生機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を定める件（同一四一九）

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（同一四二〇）

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を定める件（同一四二一）

○独立行政法人国立環境研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（環境八四）

○独立行政法人環境再生保全機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（同八五）

○独立行政法人環境再生保全機構に関する省令第一条の環境大臣が定める財産（同八六）